

社会保障審議会生活困窮者自立支援 及び生活保護部会第6回資料(抄)

第6回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(平成29年8月30日)の資料1「社会保障審議会社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会におけるこれまでの主な意見」から、子どもの貧困への対応部分について抜粋

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
① 子どもの貧困への対応全般	● 子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。 ● 高校中退保護受給世帯の子どもが多くなっていることを踏まえ、子どもの貧困対策の中で、キャリア教育など自立につなげていくことが重要。 ● 貧困から来るストレスにより学力不振に陥ることから、子どもに対しては、あなたを大事に思っている人が社会にいるんだと知ってもらう支援が有効である。結果だけでなくプロセスを評価できるような支援が必要。 ● 生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援(保育所、児童館、学童保育施設等)と組み合わせるべき。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
② 子どもの学習支援事業 ー 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性	● 子どもの年齢や、対象とする子どもの範囲により課題が異なるため、学習会を実施する際は、ターゲットを絞って行うのが効果的。 ● 子どもの学習支援については、文部科学省、厚生労働省、内閣府それぞれの取組が効果的に活用できるような仕組みにすべき。 ● (再掲)子どもに対する学習支援と生活支援、親への養育支援と生活支援は一体的に実施されるべき。 ● 学力の向上に重きをおくのではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援を担うものとして整理すべき。 ● 子どもの貧困は世帯貧困の問題。子どものための世帯支援の実施が重要。さらに、そのためにも「集合型」の対応のみならず、「訪問型」の活用が有効。 ● 学習支援の機能として、①十分な学力を養う学習支援、②ソーシャルスキルの獲得、③家庭の孤立防止、④各種支援や奨学金などの情報提供、⑤キャリア教育の5つが考えられる。 ● 学習会に来るのは、学力が低くかつ家庭の収入が低い子が多い。一人一人に合わせた寄添い型の指導で、まず信頼関係を構築し、自己肯定感の向上、学習意欲の向上に結びつける必要がある。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
② 子どもの学習支援事業 ー 事業の取組強化の必要性、その取組強化の方向性	● 在学中から福祉現場の仕事・業務内容を理解・把握できるような取組を広げていきたい。 ● 社会的、経済的自立のため、基礎学力と併せて早くからキャリア教育を行うべき。 ● (再掲)生活困窮者自立支援や生活保護だけではなく、既存の子育て支援(保育所、児童館、学童保育施設等)と組み合わせるべき。 ● 中学生からでは学習が追いつかないため、保育所の活用等により、小学校低学年・就学前からしっかりと支援を行うべき。 ● 中学進学時に、福祉と学校教育がタッグを組み、家計、生活支援を含めたアセスメントを行う体制を考えるべき。 ● 学習支援の委託先が社協や公的セクターでない場合、保護者の生活支援につながりにくいという課題があるため、その解決が必要。 ● 個別世帯の状況に応じた総合的な資金計画の相談窓口が必要。生活保護世帯も含め、子どもの貧困の観点から家計相談支援事業の専門的支援が全国で必須化されるべき。 ● 高校中退に対する支援については、県立高校を所管する都道府県と子どもの学習支援を行う市との役割分担を検討する必要がある。 ● 生活保護世帯を含め、高校まで継続した学習支援の財源措置が必要。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
③ 生活保護世帯の大学等への進学支援 (次ページに続く)	● 進学希望の子どもにとっては、親世帯の扶助費が減ることがブレーキ。特に住宅扶助が減ることの負担が大きい。 ● 我が国の18歳で一律に進学する仕組みが特異。働いた後で大学で学ぶなど、成人を対象にした高等教育が一般的になることが望ましく、個人の高等教育進学時の生活扶助は、保護の問題とは別の軸で検討する必要がある。 ● 世帯内就学については生活保護を受けていない世帯との公平性が保たれないという観点はある。実例を集積するなどして他制度の活用も含めて多面的な検討が必要。 ● 大学進学については、夜間部だけではなく昼間部も、世帯分離しない取扱いが考えられないか。 ● 保護受給世帯以外にも、家計が厳しい中でアルバイトなどと両立しながら学生生活を営んでいる学生も少なくない。 ● 3割程度の子供が進学していないことに鑑みて、最低生活保障との兼ね合いをどう整理するのか。授業料や生活費については、基本的には給付型奨学金の拡大や授業料の減免の拡大に向けた取組で考えることになるのではないか。 ● 大学等の高等教育のコストは文部科学省の施策や他制度で賄う必要がある。 ● 進学のための教育資金貸付が多額にのぼっており、将来返還可能なのか危惧しながら貸付をしている。 ● 文部科学省の調べでも、経済的理由での中途退学者が2.3%、高知市では授業料の滞納があった者が、中途退学者全体の56.5%と過半数を占めており、経済的な理由で授業料が払えない方が多い。

(4-1) 子どもの貧困への対応について

論点	主な意見
③ 生活保護世帯の大学等への進学支援	● 生活費本体というより住宅扶助など側面支援的なバックアップができないか。 ● 当面は、住宅扶助の暫定的な維持や、アルバイト収入の収入認定除外について、授業料などにも拡大すること、生業扶助の就職支度金に準じた大学入学支度金のようなものがあるのもいいのではないか。
④ その他	● 高等学校等就学費は生業扶助であるが、教育扶助として捉えるか、生業扶助として捉えるかで、最低生活保障の中身や、自立助長の中身、給付内容が異なってくる。 ● 私立学校就学費用、学習塾費用、大学の入学金、受験料などを給付することは難しい問題をはらんでいる。 ● 林間学校にバッグがないから行けないなど、生活保護受給者が社会経験を利用できなくなっている。 ● 介護福祉士養成など福祉分野でも奨学金制度が構築できないか。 ● スクールソーシャルワーカーの地域との連携が必要。 ● 給付型奨学金の規模拡大、手続簡素化が必要。

参考資料

生活保護制度における高校生に対する支援のイメージ(現行制度)

現行の高校生に対する支援のイメージ

高校就学时

保護費で支給

高校就学に必要な最小限度の額
公立高校就学費用
(参考書代等)

保護費を減額しない取扱い

私立高校就学費用
修学旅行費用等

学習塾等費用
(※)

大学等入学金・受験料、
転居費用など
※大学等の授業料は含まない。
(※)

進路選択時

保護費は支給しない

大学等就学时

大学・専修学校等
授業料等